

「公文の塾指導者」と認定

都労委

フランチャイズ(FC)契約を結んでいる学習塾「公文式教室」の指導者が労働組合法上の「労働者」にあたるかどうかが問われた審査で、東京都労働委員会は31日、指導者を労働者と認める判断を示した。そのうえで、指導者約600人でつくる労働組合「全国KUMON指導者ユニオン」(東京都)が求めた団体交渉に応じるように命じた。

FC契約をめぐっては、コンビニエンスストアの店主を労働者と認めるかどうかが議論になってきた。同ユニオン代理人の宮里邦雄弁護士は「多様な働き方が増えるなかで、FC契約でも、労働者としての団結権

団体交渉を申し入れてきたが、拒否されていた。

公文指導者は「労働者」

都労委 団交拒否、不当と認定

が認められたことは画期的大だ」と評価した。
公文教育研究会などによると、国内には約1万6千の教室があり、ほとんどの指導者がFC契約を結び、ロイヤルティー(権利使用料)を支払っている。同ユニオンは2015年以降、ロイヤルティーの減額や、教室の近くに新たな教室を開かないことなどを求めて

公文教育研究会は「指導者は独立した事業者」と主張しており、都労委の命令を不服として、中央労働委員会に再審査を申し立てる方針だという。

(軽部理人)

集めた会費の一定割合を支払うロイヤルティーの減額などを求めて団交を申し入れたが、会社側は「意見は聞くが回答や交渉は行わない」と応じた。都労委は「組合が申し込まなかったことは正当な理由のない団交拒否に当たる」と指摘した。

ユアサM&B

東京都労働委員会は31日、学習塾運営「公文教育研究会」(大阪市)に対し、公文式教室をフランチャイズ契約で運営する指導者が結成した労働組合との団体交渉に応じないのは不当労働行為と認定し、誠実に応じるよう命じた。指導者が労働

都労委は、教室指導者が労働者に当たるか検討。会社が契約内容を一方的に決めており、指導者が会社からの業務依頼に基本的には応じ、広い意味で会社に対し、生徒から命じ書などによると、全国の指導者約600人が2014年8月に「全国KUMON指導者ユニオン」を結成。16年12月に会社に対する不當労働行為だと認定した。指導者が労働組合に該当するとし

申し入れたが、会社側は「意見は聞くが回答や交渉は行わない」と応じた。都労委は「組合が申し込まなかったことは正当な理由のない団交拒否に当たる」と指摘した。

公文塾指導者は「労働者」

都労委、団交応じるよう命令

東京都労働委員会は31日、学習塾の「公文式教室」などで知られる公文教育研究会をめぐり、フランチャイズ(FC)契約を結んでいる教室の指導者を労働者として認め、公文側に命じた。

団体交渉に応じるよう命じた。指導者を個人事業主とみなしして団体交渉を拒否していたことに対し、不当労働行為だと認定した。都労委によるところによると、FC契約を結んでいる塾の指導者が労働者として認められることは、全国

イヤルティー(権利使用料)の減額や、教室の近くに別教室を開かないことなど、要求のため会社に団体交渉の開催を求めたにもかかわらず、交渉に応じないことは不当だと訴えていた。

都労委は命令書で、指導者について「労働力を供給して生徒の指導を行つていい」などとして、労組法上は不当労働行為だとして、労働者であると判断した。公文教育研究会は、不服を申し立てる方向で検討

(軽部理人)